

【1989年2月27日】国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正について

年金審議会

国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正について(答申)

(平成元年二月二十七日 年金審議会)

今回の諮問案は、昨年十一月の当審議会の意見書に沿ってとりまとめられたものであり、これを了承する。

厚生年金の支給開始年齢の引上げは、高齢化社会に対応するための選択肢として避けて通れない現実的な解決策であるが、その実施に当たっては、国民の中にある不安を払拭し、その理解を得るためにも、まず、年金の側において六十歳台前半層の雇用の確保に積極的に寄与しうよう、思い切った柔軟な対応措置を講ずるとともに、雇用環境の整備について政府はより具体的な対応策を明らかにしていくべきである。

学生に対する国民年金の適用に当たっては、親の保険料負担が過大とならないよう、適切な配慮がなされるべきである。

なお、厚生年金の支給開始年齢の引上げ等については、左記の意見があった。

雇用環境の整備が行われていない現段階で、支給開始年齢の引上げを決めることは時期尚早であり、反対である。

厚生年金の支給開始年齢の引上げ措置に対応し、他の被用者年金においても、厚生年金と同様の措置が講ぜられるよう早急に検討を開始すべきである。

支給開始年齢の引上げに当たっては、国民のコンセンサスを得やすくするために、そのスケジュールを明確にしたうえで、これを第一段階と第二段階に分け、法律上明示するのは第一段階として例えば六十三歳までの引上げにとどめ、その後における雇用環境の整備状況等を見極めつつ、第二段階の引上げに移行するなどの工夫が加えられるべきである。

沖縄県における厚生年金の受給者については、復帰時の措置が必ずしも十分でなかったため、本土との間で年金額に格差が生じているので、これを是正するための適切な措置が講ぜられるべきである。